

小千谷市国内・海外販路開拓支援事業補助金交付要綱

(平成27年3月20日告示第47号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業者等の取引機会の創出を図るため、販路の開拓及び拡大を目指し展示会等に出展する中小企業者等に対し、予算の範囲内で小千谷市国内・海外販路開拓支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、小千谷市補助金等交付規則（昭和44年小千谷市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 展示会等 産業振興のための展示会、見本市、博覧会、オンライン商談会その他これに類似するものをいう。

(2) 中小企業者等 次に掲げる者及び団体をいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に掲げる中小企業者のうち製造業又は情報サービス業を主たる事業として営む者をいう。

イ アに規定する中小企業者複数社からなる任意の団体で、市長が認めたものをいう。

ウ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第1号に掲げる事業協同組合をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内に事業所を有し、1年以上事業を営む前条第2号に規定する中小企業者等

(2) 納期限の到来した市税を完納していること。

(補助対象展示会等)

第4条 補助金の交付対象となる展示会等は、販路開拓又は販売促進のために国内外で行われる製品、技術等を紹介する展示会等とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、除くものとする。

(1) その場で販売することを主目的とした展示会等

- (2) 広く一般に公開されていない展示会等
 - (3) その他市長が不相当と認める展示会等
- (補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費は、前条に規定する展示会等への出展事業に要する経費のうち、消費税及び地方消費税並びに振込み手数料を除く次に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）とし、その経費の合計額が10万円以上のものとする。

- (1) 会場使用料、小間料、登録料その他の出展料金又はこれに類する経費
- (2) 展示場所の設営及び装飾に要する経費（レンタル料を含む。）
- (3) オンライン商談に要する機器のレンタルに係る経費
- (4) オンライン商談における製品情報の追加掲載、チャット機能、アンケート機能その他の商談機能の拡充に係る経費
- (5) 展示物品の輸送に係る経費（自社による輸送の場合を除く。）

2 前項第1号の経費は、交付決定前にその一部又は全部を支払済みの場合も補助対象経費とすることができる。

3 第1項に掲げる経費に対し、国・県等から補助金等の交付を受ける場合は、当該補助金等の額を補助対象経費から控除するものとする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

(1) 国内で開催される展示会等

ア 単独で出展する場合 20万円

イ 中小企業者複数社からなる任意の団体で市長が認めたものが出展する場合
30万円

ウ 事業協同組合が出展する場合 50万円

(2) 海外で開催される展示会等 50万円

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第3

条に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業収支予算書
- (2) 展示会等の開催要項等
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 交付申請は、1 補助対象者当たり 1 年度内に 1 回とし、1 補助対象者の同一展示会等の出展に係る補助は、3 回を限度とする。

(交付決定)

第 8 条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付するかどうかを決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定による決定を行ったときは、規則第 6 条第 1 項に規定する決定通知書により、当該申請者に通知するものとする。

(状況報告)

第 9 条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、市長から要求があったときは、補助事業の遂行状況について、書面で市長に報告しなければならない。

(実績報告)

第 10 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第 9 条に規定する補助事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業収支決算書
- (2) 補助対象経費についての支払いを証する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 11 条 市長は、前条の実績報告があったときは、その内容を審査し、交付する補助金の額を確定し、規則第 10 条に規定する補助金等確定通知書により当該補助業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 12 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請、報告その他補助金の交付に関して不正の行為があったとき。

(2) この要綱又は補助金の交付条件に違反したとき。

(書類の整備)

第13条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整備し、補助金の交付を受けた日の属する年度から5年間保管しておかなければならない。

(検査)

第14条 市長は、補助金交付事業の適正な遂行を確保するため必要と認めたときは、補助金に係る帳簿等の関係書類を検査することができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(令和8年度における補助金の額の特例)

2 令和8年度の補助金の額は、第6条の規定にかかわらず、同条第1項各号列記以外の部分中「2分の1」とあるのは「3分の2」と、同項第1号ア中「20万円」とあるのは「40万円」と、同項第2号中「50万円」とあるのは「60万円」とする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の小千谷市展示会・見本市出展助成事業補助金交付要綱の規定により交付決定した補助金は、この要綱による改正後の小千谷市国内・海外販路開拓支援事業補助金交付要綱の規定によりなされたものとみなす。

(特例措置)

- 3 第6条第1項第2号に規定する補助金の上限額は、告示の日から平成28年3月31日までに交付決定される補助金に限り100万円とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の小千谷市国内・海外販路開拓支援事業補助金交付要綱の規定によりなされた補助金の交付の申請その他の行為は、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の小千谷市国内・海外販路開拓支援事業補助金交付要綱の規定によりなされた補助金の交付の申請その他の行為は、なお従前の例による。

(特例措置)

- 3 第7条第2項に規定する同一展示会等の出展に係る補助回数の制限は、施行日から令和3年3月31日までに交付決定される補助金に限り適用しない。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の小千谷市国内・海外販路開拓支援補助金交付要綱の規定によりなされた補助金の交付の申請その他の行為は、なお従前の例による。

(特例措置)

- 3 この要綱による改正後の第6条第1項第1号イに規定する補助金の上限額は、施

行日から令和５年３月３１日までに交付決定される補助金に限り１００万円とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正前の小千谷市国内・海外販路開拓支援補助金交付要綱の規定によりなされた補助金の交付申請その他の行為は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。